**「鎌倉市学校整備計画（素案）」についてのご意見を募集します**

本市の市立小学校及び中学校の老朽化対策や多様な教育ニーズへの対応、人口動向を見据えた学校規模の適正化等の現状と課題を踏まえ、建替えや長寿命化改修、大規模改造等の再整備の手法や整備スケジュール等を示す「鎌倉市学校整備計画」を令和5年度に策定する予定です。

このたび、同計画の素案をまとめましたので、鎌倉市意見公募手続条例に基づき、素案に対するご意見を募集します。

**１　募集期間**

　　令和6年（2024年）1月16日（火）から令和６年（2024年）2月14日（水）まで**＜必着＞**

**２　ご意見の提出方法及び提出先**

　　別紙の意見応募用紙にご記入の上、郵便、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかの方法により次の提出先へご提出ください。また、別紙の提出用紙に限らず、「鎌倉市学校整備計画（素案）」に対するご意見である旨、お名前、ご住所、電話番号を記入の上、任意書式でご提出いただくことも可能です。なお、電話や窓口による口頭でのご意見は、原則としてお受けできません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出先 | 郵便 | 〒248-8686　鎌倉市御成町18番10号　　　　　　鎌倉市教育委員会教育文化財部学校施設課　宛て |
| ファックス | 0467－24－5569 |
| 電子メール | sisetsu@city.kamakura.kanagawa.jp※件名に「鎌倉市学校整備計画（素案）意見募集」と記載してください。 |
| 直接持参 | 学校施設課（鎌倉市御成町18番10号　市役所第4分庁舎１階）※市役所本庁舎１階ロビー、鎌倉生涯学習センター、中央図書館、腰越図書館、深沢図書館、大船図書館及び玉縄図書館にも「回収箱」が設置してあります。 |

**３　提出できる方**（鎌倉市意見公募手続条例第２条第３号に規定された「市民等」）

　・市内に住所を有する方

　・市内の事務所又は事業所に勤務する方・市内に事務所又は事業所を有する方

　・市内の学校に在学する方

　・市に対し納税義務を有する方

　・この事案に利害関係を有する方

**４　素案の閲覧・配布場所**

鎌倉市ホームページに掲載の他、市役所本庁舎１階ロビー、学校施設課（市役所第4分庁舎１階窓口）、鎌倉生涯学習センター、各図書館、各支所

**５　意見等の公表**

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については、個人情報（氏名、住所等）を除いて整理した上で、後日市ホームページにて公表します。なお、個々のご意見に対して、直接の個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

**６　問い合わせ先**

　　鎌倉市　教育委員会　教育文化財部　学校施設課

電話0467-61-3753　ファックス0467-24-5569　メールsisetsu@city.kamakura.kanagawa.jp

**鎌倉市学校整備計画（素案）に対する意見応募用紙**

提出期間：令和6年（2023年）1月16日（火）～令和6年（2024年）2月14日（水）**＜必着＞**

担当：鎌倉市教育委員会教育文化財部学校施設課

【提出日：令和　　年　　月　　日】

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | （住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等を記入してください。） |
| 氏名 |  |
| 法人・その他団体等の名称 | （法人・その他団体等の場合は記入してください。個人の場合は空欄で構いません。） |
| 電話番号（連絡先） |  |
| 区分（該当するものにチェックしてください。） | □　市内に住所を有する方□　市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方□　市内の学校に在学する方□　市に対し納税義務を有する方□　この事案に利害関係を有する方（理由を記載してください。）理由： |
| 意見記入欄（欄が足りない場合は、別紙に記載し、添付してください。） |
|  |